

平成19年1月29日

企業会計基準委員会 御中

武士 豊
(ぐんぎんリース(株) 総務部)**企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の
適用指針(案)」に対するコメントについて**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会が平成18年12月27日に公表されました標題の公開草案につきまして、下記の通りコメント(ご照会)を提出させていただきますので、今後のご審議においてご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 適用初年度の取扱い(適用指針案第78項)

適用指針案第78項は、リース事業者であっても採用可能との認識でおりますが、そのように考えて良いでしょうか？

(第80項の「前項」とは、第79項のみを指しているとの解釈で良いでしょうか?)

(2) 適用初年度の取扱い(適用指針案第78項)

適用指針案第78項の「この場合、…」以下については、適用指針案第77項の取扱いと同様のシステム負担が必要となるため、注記不要とできないでしょうか？

(3) 適用初年度の取扱い(再リースの取扱い)

適用指針案第78項を採用して、直前事業年度末における再リースに係る帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上した場合、売上原価への計上方法は、再リース期間の未経過期間への配分とすることで良いでしょうか、あるいは、適用初年度に一括して計上することでも良いでしょうか？

(4) 維持管理費用相当額(適用指針案第52項)

「維持管理費用相当額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、…」とあるが、その判断基準について明確にしていきたい。

(5) 前受リース料(預り保証金)の取扱い

前受リース料(預り保証金)については、会計処理あるいは表示をどのように取扱えば良いでしょうか？

(6) 売上原価の取扱い

リース期間中、返済日(約定日)の無い月(…据置利息額部分は売上計上)でも、一定の基準に従って、毎月売上原価を計上することは認められるのでしょうか？

以上